

八ッ場ダム住民訴訟通信-114

2015年1月5日発行

謹賀新年

第11回茨城の会総会「継続を決議」

地方自治を否定し、もって私たちの訴えを斥けた暴挙に怒りの闘いは続きます。

去る11月29日「第11回八ッ場ダムをストップさせる茨城の会・総会」は、約70名もの参加者によって開かれました。今回の総会は9月に送りつけられた最高裁決定通知「利水であれ治水であれ、国からの支払い通知に茨城県は疑義を挟む権利すらない」と断じ、「その自治権の無い茨城県を訴えても意味がない」と、私たちの訴えを斥けた不当決定への「抗議集会」でもありました。また八ッ場ダム住民訴訟＝法廷闘争の終了を見て、茨城の会を存続するか否かを決める大切な会でもありました。会は真摯な討議が重ねられ、総意を持って「茨城の会継続」が決議されました(総会アピール参照)。

茨城弁護士報告：最高裁判事の国民審査には躊躇なく全員に×を。

茨城弁護士報告は坂本弁護士。柔和な笑顔に秘めた熱い血に火が付きました。

- ・八ッ場ダム住民訴訟を一言でいえば、司法が行政を勝たせるために科学的・客観的判断を避け、逃げて逃げた裁判だった。そして憲法判断からも逃げてしまった。
- ・治水では、利根川の基本高水22000トン/秒は虚偽であるとの指摘に、被告は説明できなかった。司法が頼ったのは日本学術会議の権威だった「日本で一番偉い学術会議が良いというのだから良いのだ」と。その学術会議も「これらの推定値を現実の河川計画、管理の上で、どのように用いるか慎重な検討を要請する。」と逃げていたのだ。肝腎な河川法63条に定める八ッ場ダムの治水効果が茨城県に「著しい利益」があるか否かは触れなかった。
- ・利水では、一度申請した「ダム使用権設定申請」は、どんなに水余りになろうが、人口が減少しようが撤回はできない。と実態に目を背けた。
- ・結局は、「行政行為（この場合、国の納付通知）は違法でない限り有効である」とする公定力にすがってしまった。行政を勝たせるために、行政の公定力にすがってしまったのだ。
- ・憲法を護るはずの最高裁が地方自治を否定し、国民主権をも否定してしまった。次の最高裁判事の国民審査は全員に躊躇なく×を付けて欲しい。※編者の超要約です。

大川弁護士講演：最高裁決定は明治憲法下の行政裁判所でさえ否定した暴挙だ。

国と地方の関係を上命下服と捉えるような判断は、明治憲法下の行政裁判所ですらとらななかった。事案は、知事または市長の執行する道路工事に関し、道路整備によって時価が上がるなど利益が得られるとして、負担金を賦課された沿道の住民が賦課取消を求めたものだった。被告の首長側は「内務大臣の指定に事実誤認があるかどうかを、原告住民が争うことは許されない。何故なら、被告首長は上級機関たる内務大臣に逆らうことはできないからだ」と展開した。これに対し行政裁判所は「沿道の住民が受益者どうか、また負担金が受益限度内かどうかを住民が主張できるのは当然である」との理由で被告の主張を斥けた(昭和4年7月18日判決)。この時代の行政裁判所は行政権力の一部だった。だが“無い筈の地方自治”を守った。最高裁判事よ日本国憲法を学べ。※講演の抜粋要約です。

嶋津暉之さん講演：鬼怒川水害は国の無為不作為の結果だ。明らかな人災だ。

鬼怒川上流には国土交通省が建設した四つの大規模ダムがある。五十里ダム、川俣ダム、川治ダム、湯西川ダムである。これら4ダムの治水容量は1億2530万 m^3 (八ッ場ダムの治水容量6500万 m^3 の約2倍)もあり、今回の洪水ではルール通りの洪水調節が行われた。し

かも、鬼怒川では4ダムの集水面積が全流域面積の1/3を占めており、ダムで洪水調節さえすれば、ほとんどの洪水は氾濫を防止できるとされていた河川であった。

しかし、堤防が決壊し、凄まじい被害をもたらした。洪水時の雨の降り方は様々であり、上流ダムで洪水調節をしても、ダム上流域以外の流域での雨量が急増すれば、中下流は氾濫の危険にさらされる。今回の鬼怒川堤防決壊はその典型例であった。ダムでは流域住民の安全を守ることができないのである。

鬼怒川は中流部では600～700mの川幅があり、ゆったりと流れるが、下流部になると川幅が半分程度に狭まるため、洪水位が上昇しやすく、それに対応できる河道整備が必要である。しかし、下流部の河道整備は遅々として進められなかった。

私は2008年の湯西川裁判で、鬼怒川と湯西川ダムとの関連で次のことを指摘した。「鬼怒川中流部はほとんどのところですでに十分な流下能力を有しているのに対して、下流部は状況ががらりと変わる。必要な流下能力を大幅に下回っている区間が多く、河道整備が非常に遅れている状況にある。巨額の河川予算が投じられている湯西川ダム事業を中止し、その予算で鬼怒川下流部の河道整備をすみやかに進めるべきである」と。

鬼怒川における今回の大規模な堤防決壊は、流下能力が大幅に不足していて氾濫の危険性があるところでの決壊事故であった。明らかに国の責任だ。

安価な堤防強化工法の導入を拒む国土交通省

利根川の河川予算は八ッ場ダム、湯西川ダム、南摩ダム、霞ヶ浦導水事業といった大規模なダム等事業が優先されてきた。今後は河川改修に重点的に河川予算を振り向けるべきである。といっても、堤防を嵩上げしたり、堤防を拡幅したりする河川改修の工事を河川の長い距離で行うためには多額の費用がかかるから、一朝一夕では進められない。

では、どうすればよいのか。水害で最も恐ろしいのは堤防の決壊である。一挙に決壊することさえなければ、洪水が堤防から溢れることがあっても、その場合は洪水がゆっくり広がっていくから、被害の程度に雲泥の差がある。家々を押し流すこともなく、人々は避難することができる。堤防の決壊を防ぐための堤防強化が肝要なのである。

洪水が越水しても決壊しない、あるいは決壊しづらい堤防に強化する安価な技術はすでに用意されている。堤防のコアに土とセメントを混ぜた地中壁をつくるソイルセメント工法や、堤防のコアに鋼矢板を打ち込むハイブリッド工法である。堤防1m当たりおよそ50～100万円の費用で堤防を強化できるとされている。

国交省が江戸川、荒川、多摩川、淀川、大和川の下流部で計画しているスーパー堤防は堤防1m当たりおよそ2000～4000万円の整備費用がかかるから、それと比べて格段に安い。実際にスーパー堤防はあまりにも整備に費用が嵩むため、遅々として進まず、「点」の整備しかできず、意味を失っている。

ところが国交省は、堤防を越水する洪水が流れても耐えられる堤防（耐越水堤防）はスーパー堤防しかないとして、前述の安価な堤防強化工法の導入を拒否している。その理由は土堤（どてい）原則、すなわち、堤防は土で構成されるべきであり、異物を堤防のコアに入れると、長期的には変形し、はく離や空洞化が生ずるから、土以外の異物を入れてはならないというものである。しかし、堤防の応急強化策として、堤防の法尻に鋼矢板を打つことはよく行われていることであり、土堤原則は理由にならない理由である。

安価な堤防強化工法を認めてしまうと、スーパー堤防事業を推進する論拠が失われてしまうから、国交省は土堤原則を持ち出していると考えざるを得ない。

鬼怒川下流部のように流下能力が著しく不足している河川では、安価な堤防強化工法で堤防を強化することが急務であるが、それを拒んでいるのが国交省なのである。

流域治水の推進

今回の堤防決壊事故に限らず、近年の水害発生区域を見ると、河川のすぐ近くにあつて、氾濫の危険性のあるところに新しい家々が立ち並んでいる新興住宅地であることが少なくない。適切な開発規制がされていないのである。

この点で、建築規制、立地規制を治水対策の重要な柱としたのが、嘉田由紀子・前滋賀県知事が2014年3月に制定した「流域治水の推進に関する条例」である。たとえば、この条例は、「浸水警戒区域」を指定し、近くに避難場所がなく、地盤のかさ上げもしない場合、原則として区域内の住宅や福祉施設などの新築・増改築を許可しないとしている。

治水対策として建築規制、立地規制を行うのは画期的なことである。※抜粋要約です。

茨城弁護士へ感謝状を贈呈しました。

11年にわたり弁護士の先生方は手弁当で私たちを励まし闘ってくださいました。闘うその背は、私たちに市民運動の在り方を無言で示されていました。感謝しきれない思いをささやかですが以下のように感謝状にこめてお贈りいたしました。

ありがとうございました

いま、私たちは「有難うの言葉」をどれだけ重ねても伝えきれないもどかしさの中にいます。

11年に亘る八ッ場ダム住民訴訟は敗れました。しかし、水戸地裁、東京高裁、最高裁と先生に導かれて闘った裁判は、私たちに市民として「深く自覚する」という大きな財産をもたらしました。

国の政策決定に国民は不在であること。政・官・業・学のムラが、この国を欲しいままにしていること。都県は地方自治体としての自覚もなく、国の下級機関に甘んじていること。司法・立法・行政の三権は分立しておらず行政が強大な権力を持ち、二権は補足するに過ぎない状況にあること。など。

しかし、こうした民主主義の墮落は、日本国憲法によって国民主権を手にしなが、主権者としての自覚が希薄だった私たちの責任に帰するものと痛感しています。

いま、この国の立憲主義は暴走する行政権力に蹂躪されています。私たちは裁判で手にした経験を市民社会の財産とし、多くの市民と闘いを共にします。

今後とも私たちと共に歩み続けて頂きますようお願いいたします。

私たちは自覚した市民です

2015年11月29日 八ッ場ダムをストップさせる茨城の会

なお、感謝状は文章の左側に吾妻溪谷を思わせる抽象画が配された格調高いものです。デザインは茨城の会会員のデザイナー吉川真実さんをお願いしました。お贈りした弁護士の先生は次の方々です。統一弁護士団長：高橋利明、副団長：大川隆司、前事務局長：広田次男、事務局長：大木一俊、茨城弁護士団長：谷萩陽一、坂本博之、五来則男、丸山幸司（敬称略）

会は、議案①2015年度活動報告、②2015年度会計報告・監査報告、③茨城の会の在り

方について④2016年度活動方針、⑤2016年度予算案、⑥役員改選等、すべてを承認し、総会アピールを採択しました。決議事項は同封書類をご覧ください

総会アピール

本年9月10日、最高裁第一小法廷は一片の「決定通知」を送りつけてきました。

「本件上告を棄却する」「本件を上告審として受理しない」。乾いた機械音にも似た事務処理通知でした。そこには、主権者たる国民の訴えに真摯に向き合う姿は微塵もなく、ただ行政権力へのおもねりのみがありました。

私たちの八ッ場ダム住民訴訟は2004年11月まで遡ります。訴訟の目的は、茨城県にとって利水も治水もまったく無益な八ッ場ダム事業への負担金差し止めにあります。しかし裁判を重ねるにつれ、問題の根本は「この国の民主主義、さらには立憲主義の歪みにこそあるのではないか」という思いが胸の内に澱のようにたまってきました。

水戸地裁は、利水にあっては「過大な水需要予測、過小な保有水源評価は明らかに不合理とは言えない」。治水にあっては「八ッ場ダムの治水効果が見込めないと明らかであるとは言えない」と、私たちが積み上げた真実を黙殺。“明らかに”を加えることにより本質を曖昧にし、言い逃れとしか言えない判決を下しました。

東京高裁は、「当該支出が違法であるというためには…納付通知に重大かつ明白な違法ないし瑕疵があり、又は外形上一見して看取できる違法ないし瑕疵があることが認められる必要がある」として、茨城県には国の納付通知に異議申し立てする権利はないと断じ、水戸地裁が擁護したはずの？県行政(団体自治)を否定。私たちの住民自治をも切り捨てました・・・そして最高裁決定。

私たちは八ッ場ダム裁判には敗れました。しかし、11年に亘る法廷での闘いは、この国の権力の実態を身を持って知ることになりました。形骸化した司法と立法。権力を一手にした行政の暴走。私たちの経験は市民社会の財産としなければなりません。

揺らぐ民主主義と立憲主義を前に、私たちは装いを新たにします

私たちは声を上げ活動し続けます

- ・八ッ場ダムは未だ完成していません。必ず来る事業費の増額。地すべりの危機。何より子々孫々に及ぼす債務と環境破壊という負の遺産を残さぬために。
- ・八ッ場ダム・霞ヶ浦導水・思川開発の後に襲う責任引取水の実施＝水道料金の高騰を阻止するために。
- ・いまだ根付かない民主主義を、水問題をテーマに「地方自治を学びの場」として一から積み上げるために。
- ・民主主義・立憲主義を取り戻すために、活動するすべての市民と連帯します。

人の上に国をつくらず

2015年11月29日 八ッ場ダムをストップさせる茨城の会

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表：濱田篤信 船津寛

事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5 携帯：090-4527-7768